



さめじま  
じゅんいちろう

# (資料) 地方公共団体における 環境影響評価条例 等の紹介

鮫島惇一郎

1926年東京市に生まれる  
北海道大学理学部卒業  
林業試験場北海道支場育  
種研究室長などをへて  
自然環境研究室主任  
農学博士  
〈主な著書〉  
『草と樹』『北海道の樹  
木』(北海道新聞社)  
『北海道の花』(共著)  
『エンレイソウ属植物』  
(共著)(北大図書刊行会)

開発行為の多くは、しばしば無秩序な環境破壊をも

たらしてきたが、その反省から、開発に先立ち、周

辺の自然環境を的確に把握するとともに、その自然

環境に与える影響をあらかじめ調査、予測し、その

評価を行なう必要性がでてきた。その手法を環境ア

セスメントあるいは単にアセスなどと呼んでいる。

北海道において、環境影響評価条例が施行されたの

は、一九七九(昭和五四)年で、国内では川崎市に

つづいて二番目、都道府県では初めてのものであつ

た。以来、道内ではこの条例にしたがって処理され

た案件は七十件ちかくになっている。

しかしながら、この条例が技術評価に著しく偏っ

ていることなど、いくつかの問題点が指摘されるよ

うになってきた。このようなことから、何が欠けて

いるのか、何処をどうしたら更に理想的な条例に組

み立てあげられるのか、衆知を集めて論議を重ねて

ゆくことが大切になってきた。

北海道環境影響評価条例が施行されてから、あち

らこちらの地方公共団体において、条例や要綱が定

められ、それにしたがって案件が処理されている。

その内容にはそれぞれ特徴があつて一様ではない。

ここにその評価の対象となるもの、対象となる事業、

関係地域の範囲、審議会の中身、評価の物質や項目

などを一覽表として掲げた。環境影響評価条例は、

単なる手続き上の通過儀礼であつてはならないし、

まして、開発のための免罪符としてはならない。こ

れらの資料を次ぎなる環境影響評価条例にむけて、

検討材料のひとつとして役立たせたいとおもつてい

る。

一覽表の作成にあたって多くの方々にお世話いた

だいた。資料の収集、整理までしてくださったこれ

らの方々、心からお礼もうしあげる。

## 【参 考】

### 国の環境アセスメント制度

NEPA(アメリカ国家環境政策法)に刺激され

て一九七二年、日本でも大きい公共事業にたいして、

影響の予測・評価をおこなうことが閣議了解された。

一九七五年には、包括的な環境アセスメント法を制

定しようという社会的機運が高まり、政党や日本弁

護士連合会の法案も発表されたが、国会上程をめざ

して環境庁が作成した法案は、財界、産業界の強い

反対にあつて果たさず、以後毎年流産をくり返した。

内容を後退させた法案がようやく上程されたのが八

二年、だが八三年に結局審議未了で廃案になった。

いま日本の環境アセスメントは、八四年の要綱と七

二年の閣議了解ののち、開発関連諸法令(都市計画

法、公有水面埋立法、港湾法等々たくさんある)の

なかに設けられた環境アセスメント条項を根拠にお

こなわれている。

現在まで二〇年近く、環境アセスメントをおこなつ

た結果、開発をとりやめた例は皆無に近い。計画を

修正した例もほとんどない。逆に影響は軽微である

としておこなわれた開発が、人権的被害をさえうん

でいる例は多い。市民の側からは、日本の環境アセ

セスメントがたんなる手続きだけのもので、かえつて

乱開発の「パスポート」あるいは「免罪符」になつ

ているという批判が強おこなわれている。「環境

教育事典」(労働旬報社一九九二)から抜粋]

名 称	地方公共団体等名
各省庁の環境影響評価実施要綱	国
北海道環境影響評価条例	北 海 道
東京都環境影響評価条例	東 京 都
神奈川県環境影響評価条例	神 奈 川 県
川崎市環境影響評価に関する条例	川 崎 市
山形県環境影響評価指導要綱	山 形 県
福島県環境影響評価要綱	福 島 県
茨城県環境影響評価要綱	茨 城 県
栃木県環境影響評価実施要綱	栃 木 県
群馬県環境影響評価要綱	群 馬 県
埼玉県環境影響評価に関する指導要綱	埼 玉 県
千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱	千 葉 県
新潟県環境影響評価要綱	新 潟 県
富山県環境影響評価要綱	富 山 県
山梨県環境影響評価等指導要綱	山 梨 県
長野県環境影響評価指導要綱	長 野 県
静岡県環境影響評価要綱	静 岡 県
愛知県環境影響評価要綱	愛 知 県
環境影響評価の実施に関する指導要綱	三 重 県
滋賀県環境影響評価に関する要綱	滋 賀 県
京都府環境影響評価要綱	京 都 府
大阪府環境影響評価要綱	大 阪 府
開発整備事業に係る環境影響評価の手続きに関する要綱	兵 庫 県
島根県環境影響評価実施要綱	島 根 県
環境保全に関する環境影響評価指導要綱	岡 山 県
広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱	広 島 県
山口県環境影響評価等指導要綱	山 口 県
香川県環境影響評価実施要綱	香 川 県
徳島県環境影響評価要綱	徳 島 県
大規模開発行為に関する指導要綱	愛 媛 県
高知県環境影響評価等指導要綱	高 知 県
鹿児島県環境影響評価要綱	鹿 児 島 県
公実の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱	宮 城 県
開発事業に対する環境保全対策要綱	福 岡 県
長崎県環境影響評価事務指導要綱	長 崎 県
横浜市環境影響評価指導指針	横 浜 市
名古屋市環境影響評価指導要綱	名 古 屋 市
神戸市環境影響評価要綱	神 戸 市

評価対象					目的 団体の発展に寄与する	施行年月日	公布年月日
文化的環境	社会的環境	歴史的環境	自然環境	公害			
			●	●			59. 8. 28
			●	●	●	54. 1. 18	53. 7. 19
		●	●	●		56. 10. 1	55. 10. 20
●		●	●	●		56. 7. 1	55. 10. 20
			●	●		52. 7. 1	51. 10. 4
			●	●		H 4. 4. 1	
			●	●		H 3. 7. 1	H 3. 6. 1
			●	●		58. 10. 1	58. 4. 1
			●	●		H 3. 4. 1	H 3. 3. 1
		●	●	●		H 3. 10. 1	H 3. 4. 1
			●	●		56. 6. 1	56. 2. 13
			●	●		56. 6. 1	55. 12. 4
			●	●		H 3. 8. 1	H 3. 4. 1
			●	●		H 2. 10. 1	H 2. 6. 11
			●	●		H 2. 12. 1	H 2. 9. 1
			●	●		59. 4. 1	59. 1. 5
						H 4. 11. 1	H 4. 7. 15
			●	●		61. 10. 1	61. 3. 31
			●	●		54. 4. 1	54. 3. 9
●			●	●		56. 3. 16	56. 3. 16
			●	●		H 元. 9. 1	H 元. 5. 1
●		●	●	●		59. 4. 1	59. 2. 20
			●	●	●	54. 4. 1	54. 3. 5
			●	●		H 3. 8. 1	H 3. 4. 30
			●	●		54. 1. 1	53. 12. 28
			●	●		58. 4. 1	57. 12. 25
			●	●		H 2. 10. 1	H 2. 4. 1
			●	●		59. 3. 16	58. 9. 16
						H 5. 2. 1	H 4. 8. 25
						54. 4. 1	
			●	●		H 元. 10. 1	H 元. 3. 31
			●	●		H 3. 4. 1	H 2. 12. 3
			●	●		51. 5. 4	51. 5. 4
						48. 4. 2	48. 4. 2
			●	●		55. 8. 1	55. 7. 1
●	●		●	●		55. 4. 1	55. 1. 14
●	●		●	●		54. 4. 1	54. 2. 5
●			●	●		53. 7. 20	53. 7. 20

事業													地方公共団体等名					
自動車駐車場	卸売市場	流通団地	住宅団地	自動車テストコース	研究所	石油貯蔵所・パイプライン	ガス製造所	工場・事業場	工業団地	電源	飛行場	モノレール		軌道	鉄道	新幹線	ダム	道路
		●	●						●		●				●	●	●	国
		●	●						●	●	●				●	●	●	北海道
●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	北東
		●	●		●		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	神奈川県
			●				●	●	●	●			●	●	●			山形県
																	●	福島県
			●						●	●								茨城県
			●	●					●	●	●							栃木県
		●	●						●	●	●				●	●	●	群馬県
		●	●		●			●	●	●	●		●	●	●	●	●	埼玉県
		●	●				●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	千葉県
		●	●				●	●	●	●	●				●	●	●	新潟県
		●	●				●	●	●	●	●				●	●	●	富山県
		●	●						●	●	●				●	●	●	山梨県
		●	●						●	●	●				●	●	●	長野県
			●	●			●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	静岡県
								●	●	●	●				●	●	●	愛知県
								●	●	●	●				●	●	●	三重県
		●	●					●	●	●	●				●	●	●	滋賀県
		●	●				●	●	●	●	●				●	●	●	京都府
		●	●				●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	大阪府
		●	●				●	●	●	●	●				●	●	●	兵庫県
			●					●	●	●	●		●	●	●	●	●	島根県
		●	●				●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	岡山県
		●	●				●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	広島県
		●	●				●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	山口県
		●	●				●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	香川県
																		徳島県
							●	●								●		愛媛県
			●				●	●	●	●	●				●	●	●	高知県
			●					●	●	●	●				●	●	●	鹿児島県
			●						●							●	●	宮城県
		●	●			●		●	●	●	●			●	●	●	●	福岡県
		●	●				●	●	●	●	●			●	●	●	●	長崎県
		●	●				●	●	●	●	●			●	●	●	●	横濱市
		●	●				●	●	●	●	●			●	●	●	●	名古屋市
		●	●				●	●	●	●	●			●	●	●	●	神戸市



関係地域				告示										補正を命ずる規定	評価書の記載事項		地方公共団体等名		
範囲	周知が適当と認める地域	影響がある地域	事業予定地域	手続			決定者		内容						主体	事業者		関係地域	代替案
				事業者の協議	市町村長の協議	団体の長の協議	事業者	団体の長	意見書の期限	縦覧期間・場所	関係地域	内容の概要	作成した旨						
●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●			国	
	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	北海道	
	●	●		●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	東京都	
●				●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	神奈川県	
	●					●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	川崎市	
●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	山形県	
	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	福島県	
	●		●			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	茨城県	
●				●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	栃木県	
●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	群馬県	
	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	埼玉県	
●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	千葉県	
●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	新潟県	
●	●			●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	富山県	
	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	山梨県	
	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	長野県	
●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	静岡県	
	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	愛知県	
●				●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	三重県	
●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	滋賀県	
●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	京都府	
●						●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	大阪府	
	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	兵庫県	
●	●			●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	島根県	
	●	●		●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	岡山県	
●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	広島県	
	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	山口県	
	●			●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	香川県	
						●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	徳島県	
						●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	愛媛県	
●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	高知県	
●	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	鹿児島県	
						●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	宮城県	
						●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	福岡県	
	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	長崎県	
	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	横浜市	
	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	名古屋市	
	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	神戸市	



特定地域の規定	国の要綱対象事業の特例				国等の事業の特例					事業者・事業内容の変更届出規定	審議会に提出する資料					地方公共団体等名				
	適用除外	手続を協議	協議により実施	提出を要請	適用除外	手続を協議	協議により実施	提出を要請	対象			事業者見解書	説明会報告書	公述人の意見	住民意見書				評価書	
									対市町村		特殊法人									国
●						●		●			●			●	●	●	北海道			
						●					●						東京都			
		●									●						神奈川県			
						●	●			●	●	●	●				川崎市			
●						●				●	●						山形県			
●						●	●			●	●						福島県			
						●	●			●	●						茨城県			
●						●	●			●	●						栃木県			
●						●	●			●	●						群馬県			
						●	●			●	●						埼玉県			
						●		●	●	●	●						千葉県			
●						●				●	●						新潟県			
●						●				●	●						富山県			
●						●				●	●						山梨県			
						●	●			●	●						長野県			
						●	●			●	●						静岡県			
●						●	●			●	●						愛知県			
●						●	●			●	●						三重県			
						●	●			●	●		●	●	●		滋賀県			
●						●				●	●						京都府			
		●				●	●			●	●						大阪府			
●		●	●			●	●		●	●	●						兵庫県			
						●	●		●	●	●						岡山県			
						●	●			●	●						広島県			
●						●				●	●						山口県			
						●	●			●	●						香川県			
																	徳島県			
																	愛媛県			
●						●	●			●	●						高知県			
●						●				●	●						鹿児島県			
																	児島			
																	宮城			
																	福岡			
					●	●			●	●	●						長崎			
		●				●			●	●	●						横濱			
						●	●		●	●	●		●	●	●		名古屋			
						●	●		●	●	●		●	●	●		神戸			



						関連事業の同時評価の規定	評価書と異なる環境影響に対する住民意見	アセス制度向上のための住民意見	修正評価書の縦覧	実行性の担保			他法令のアセスとの調整の規定	都市計画アセスとの調整の規定	事業内容変更による再評価の規定	地方公共団体等名
大気汚染	自然景観	動物	植物	地質	地形					罰則	公表	勧告				
●	●	●	●	●	●								●	●	国	
●	●	●	●	●	●								●	●	北海道	
●	●	●	●	●	●		●	●			●		●	●	東京都	
●	●	●	●	●	●			●		●					神奈川県	
●	●	●	●	●	●			●		●					川崎市	
●	●	●	●	●	●					●			●	●	山形県	
●	●	●	●	●	●								●	●	福島県	
●	●	●	●	●	●							●	●	●	茨城県	
●	●	●	●	●	●						●	●		●	栃木県	
●	●	●	●	●	●						●	●	●	●	群馬県	
●	●	●	●	●	●	●							●		埼玉県	
●	●	●	●	●	●	●						●	●	●	千葉県	
●	●	●	●	●	●								●	●	新潟県	
●	●	●	●	●	●								●	●	富山県	
●	●	●	●	●	●								●	●	山梨県	
●	●	●	●	●	●						●	●		●	長野県	
															静岡県	
●	●	●	●	●	●								●	●	愛知県	
●	●	●	●	●	●								●		三重県	
●	●	●	●	●	●							●	●	●	滋賀県	
●	●	●	●	●	●								●	●	京都府	
●	●	●	●	●	●							●	●	●	大阪府	
●	●	●	●	●	●								●	●	兵庫県	
●	●	●	●	●	●								●	●	島根県	
●	●	●	●	●	●								●		岡山県	
●	●	●	●	●	●						●	●	●	●	広島県	
●	●	●	●	●	●								●	●	山口県	
●	●	●	●	●	●								●	●	香川県	
															徳島県	
															愛媛県	
●	●	●	●	●	●							●	●		高知県	
●	●	●	●	●	●								●	●	●	鹿児島県
●	●	●	●											●		宮城県
																福岡県
●	●	●	●	●	●									●		長崎県
●	●	●	●										●	●	●	横濱市
●	●	●	●										●	●	●	名古屋市
●	●	●	●										●	●	●	神戸市

